

(証券コード 1793)

平成24年6月11日

株 主 各 位

岡山市北区内山下1丁目1番13号

株式会社 大 本 組

代表取締役社長 大 本 万 平

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区内山下1丁目1番13号 当社本店 6階大会議室
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第75期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第75期連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 議 案 剰余金の処分の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<http://www.ohmoto.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

〔平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、東日本大震災直後の混乱や夏場の電力不足の影響はあったものの、年度前半は着実な回復を見せておりました。しかしながら、欧州の債務問題が深刻化したほか、円高が長期間に亘って定着したことなどから、景気は停滞感が強まりました。

当社グループの主たる事業領域である建設業界におきましては、震災復興に向けた補正予算の執行が年度末になって本格化したものの、一般公共事業については依然として抑制傾向が続きました。加えて、円高や景気の先行きに不透明感が強いこと等から民間設備投資も本格的な増勢には至りませんでした。

こうした厳しい経営環境の中、受注量の確保と安全管理、品質管理及び原価管理の一層の強化に努めてまいりましたが、当期の連結売上高は前期比4.3%減少して755億83百万円、連結営業利益は前期比76.9%減少して4億76百万円、連結経常利益は前期比72.4%減少して6億8百万円、連結当期純利益は前期比57.7%減少して7億10百万円となりました。

部門別の状況は、次のとおりであります。

【建設部門】

受注高は、前期比8.8%増加して697億6百万円となりました。そのうち土木工事は前期比15.2%増の232億3百万円、建築工事は前期比5.9%増の465億3百万円であり、これらの発注者別内訳は官公庁28.8%、民間71.2%となりました。

主な受注工事は次のとおりであります。

㈱ P a l t a c	RDC中部流通加工場新築工事	(愛知県)
国土交通省	駒馳山バイパス 駒馳山トンネル工事	(鳥取県)
(医) 仁誠会吉井川病院	吉井川病院新築移転工事	(岡山県)
シモハナ物流(株)	六甲アイランド物流センター新築工事	(兵庫県)
富谷町明石台東地区共同開発事業体	富谷町明石台東地区共同開発事業体宅地造成工事	(宮城県)

売上高は、前期比4.3%減少して751億56百万円となりました。そのうち土木工事は前期比2.0%増の214億97百万円、建築工事は前期比6.6%減の536億58百万円であり、これらの発注者別内訳は官公庁18.5%、民間81.5%となりました。

主な完成工事は次のとおりであります。

イオンモール(株)	イオンモール倉敷増床活性化工事	(岡山県)
(株)メデイセオ	名古屋ALC新築工事	(愛知県)
(株)LIXILビバ	ビバモール寝屋川新築工事	(大阪府)
国土交通省	新木場地区下部その2工事	(東京都)
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	北陸新幹線、小矢部野端高架橋他	(富山県)

この結果、次期への繰越高は前期比10.0%減少して492億3百万円となりました。当期における受注高、売上高、繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土 木	20,684	23,203	21,497	22,390
	建 築	33,968	46,503	53,658	26,812
計		54,653	69,706	75,156	49,203

【その他部門】

ゴルフ場事業部門は、年度前半はレジャー自粛ムードによる不振が続きましたが、秋口からの繁忙期に挽回し、通年では前期を上回る入場者数となりました。これにより売上高は前期比4.4%増の4億27百万円となりました。

- (2) 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- (3) 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第72期 (平成20年度)	第73期 (平成21年度)	第74期 (平成22年度)	第75期 (当期) (平成23年度)
受 注 高	75,878	68,463	64,053	69,706
売 上 高	88,518	77,947	78,940	75,583
経 常 利 益	1,445	1,075	2,203	608
当 期 純 利 益	611	951	1,680	710
1株当たり当期純利益	19円89銭	30円97銭	54円69銭	23円13銭
総 資 産	83,253	68,479	80,503	78,544
純 資 産	45,885	46,721	47,722	48,209
1株当たり純資産	1,492円77銭	1,520円18銭	1,552円90銭	1,568円79銭

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、年度当初は欧州を中心とした海外経済の減速や円高の影響によって輸出が低迷し、厳しい収益環境の持続に伴って設備投資も伸び悩むなど、踊り場が続くものと懸念されています。しかしながら、震災関連予算の執行が進むにつれて住宅投資や官公需の増勢が総じて続くことのほか、新興国経済の緩やかな回復により輸出の増勢が徐々に加速することなどから、世界的な金融システム不安というリスクをはらみつつも、景気は徐々に足踏み状態から脱却し、緩やかな回復に向かうものと期待されます。

建設業界におきましては、海外経済の減速懸念や行き過ぎた円高によって、企業は設備投資や雇用など生産能力の強化に対して慎重な姿勢を維持するものと懸念されます。さらに、公共投資も被災地域を中心に全体としては増加するものの、震災復興関連、全国防災関連を除く一般公共事業は、依然として抑制が続くものと見られており、今後も厳しい経営環境が続くものと予想されます。

当社グループといたしましては、これまで築いてきた信用と健全な財務力等の優位性を活かし、民間建築事業を継続的に強化するとともに、総合評価方式での受注競争力を一層強化し、官公庁工事での安定的な受注の確保を目指してまいります。また、お客様に満足していただけるよう技術力・技術提案力を強化するほか、財務面におきましてもより一層の健全化に努めてまいります。そして、社会から高い信頼を寄せていただける企業となるべく、引き続き全社を挙げてコンプライアンス及びリスク管理

の徹底に努めてまいります。さらに、建設業の存在意義と社会的使命とを再認識し、一日も早い復旧・復興と経済の回復・振興を通じて人びとの安心・安全と豊かな暮らしに貢献できるよう、全力を尽くしてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社坂出カントリークラブ	50 百万円	100 %	ゴルフ場の運営

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社1社であり、当期の連結売上高は755億83百万円、連結当期純利益は7億10百万円であります。

(7) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者（（特-19、21）第2646号）として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っており、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（（10）第2381号）として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

また、連結子会社において、ゴルフ場の運営を行っております。

(8) 主要な営業所の状況

① 当社の事業所

本 店 岡山市北区内山下1丁目1番13号

東京本社 東京都千代田区永田町2丁目17番3号

支 店 東北支店（仙 台 市） 東京支店（東京都千代田区）
 横浜支店（横 浜 市） 名古屋支店（名 古 屋 市）
 大阪支店（大 阪 市） 岡山支店（岡 山 市）
 広島支店（広 島 市） 四国支店（高 松 市）
 九州支店（福 岡 市）

② 重要な子会社の事業所

株式会社坂出カントリークラブ

本店及びコース 香川県坂出市府中町4628-1

(9) 従業員の状況

	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
当 社	778	△ 26
連結子会社	34	△ 5
合 計	812	△ 31

- (注) 1. 上記のほかに臨時従業員（年間平均）111名が就業しております。
2. 従業員数には外部機関等への出向者8名は含んでおりません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 124,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,704,400株
- (3) 株主数 1,243名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
有 限 会 社 百 栄	8,432 ^{千株}	27.44 %
財 団 法 人 大 本 育 英 会	5,094	16.58
有 限 会 社 大 百 興 産	2,140	6.97
大 本 組 従 業 員 持 株 会	1,415	4.61
大 本 榮 一	1,412	4.60
株 式 会 社 中 国 銀 行	1,324	4.31
大 本 百 稔	1,322	4.30
大 本 愛 子	466	1.52
ザバンクオブニューヨークトリージャスデックアカウト	307	1.00
モルガンスタンレーアンドカンパニーエルエルシー	293	0.95

- (注) 1. 当社は自己株式を974,241株保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記の大株主から除外しております。
2. 出資比率は、平成24年3月31日現在所有の自己株式を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役名誉会長	大本 榮 一	株式会社坂出カントリークラブ代表取締役社長
代表取締役会長	大本 百 稔	有限会社百栄代表取締役社長 有限会社大百興産代表取締役社長
代表取締役社長 執行役員社長	大本 万 平	
取締役 専務執行役員	佐々木 英 二	営業本部長
取締役 常務執行役員	大 藤 強	管理本部長（兼）コンプライアンス担当
取締役 執行役員	辻 孝	土木本部長
取締役 執行役員	窪 田 恒 幸	建築本部長
取締役 執行役員	宇 治 滋	営業本部副本部長
常勤監査役	上 野 俊 治	
監査役	伊 賀 榮 昭	
監査役	安 藤 忠 夫	

- (注) 1. 監査役伊賀榮昭氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、大阪証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役安藤忠夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役上野俊治氏は、長年当社で経理業務を担当しており、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役伊賀榮昭氏は、金融機関における長年の経験があり、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報 酬 額 (百万円)
取締役	9	147
監査役	5	19
(うち社外監査役)	(3)	(10)
計	14	167

(注) 上記の人数には、平成23年3月2日をもって退任した監査役1名並びに平成23年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役各1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等

特記すべき事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・ 監査役伊賀榮昭氏は、当事業年度開催の取締役会7回の全て、監査役会7回の全てにそれぞれ出席し、主に金融機関に勤めた長年の経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するために必要な意見を適宜述べております。
- ・ 監査役安藤忠夫氏は、当事業年度開催の取締役会7回のうち6回、監査役会7回の全てにそれぞれ出席し、豊富な経験や高い見識に基づいた客観的かつ広範な視野から、主にコンプライアンス及び危機管理に関する意見を適宜述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は平成18年6月29日開催の第69回定時株主総会で定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額 (百万円)
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の総額	32

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

不再任の決定については、監査役会と取締役会が会計監査人の継続監査年数等を勘案して協議を行い、決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役、執行役員及び従業員の職務の執行に関して、法令及び定款に違反する重大な事実の発生を防止するため、コンプライアンスに係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置、教育等を行うほか、内部通報制度を整備する。また、内部監査室の監査を中心とした内部統制システムを構築し、内部監査室は監査の方針、計画について監査役会と事前に協議を行い、監査の結果を定期的に取り締役に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役、執行役員及び従業員の職務の執行に係る情報の記録方法、保存期間及び管理方法等に係る規程を整備し、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう重要書類等を保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、経営に影響を及ぼす部門横断的なリスクを認識し、評価し、適切に対応するため、リスク管理に係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置、教育等を行う。また、本部組織単位の業務に付随するリスク管理は規程に基づいて当該部門を統括する執行役員に責任及び権限を付与する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、経営の意思決定機能の迅速化及び監督機能の強化、並びに業務執行機能の強化及び業務執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を採用する。そのもとで適正な業務組織の編成、執行役員及び従業員の業務の分担の決定を行うほか、業務の執行の権限に関する規程を整備して、業務及びその権限と責任の範囲を明確化する。また、内部監査室の監査を中心とした内部統制システムを構築し、執行役員及び従業員の業務の執行及び業務プロセス等の適切性並びに効率性を監査し、監査の結果を定期的に取り締役に報告する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、管理本部を所管する執行役員に、グループ各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの責任及び権限を付与する。当該執行役員は、グループ各社を管理し、その結果を定期的に取り締役に報告する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役を補助する監査役会事務局を設置する。監査役会事務局員は、内部監査室及び管理本部等に所属する従業員のうちから任命する。また、監査役会事

務局員の取締役からの独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動及び評価等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得る。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、他の取締役の職務の執行を監視するとともに、取締役、執行役員及び従業員の職務の執行に関して、法令及び定款に違反する重大な事実またはその発生の可能性を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。また当社は、執行役員及び内部監査室から監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について、定期的に監査役会に報告する体制を整備する。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を図る体制を整備及び運用する。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、いかなる場合でも経済的利益を供与しないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、これに基づき企業行動指針の制定、マニュアルの作成、委員会の設置等を行う。また、警察、顧問弁護士等の外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図る。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	68,036	流 動 負 債	23,897
現 金 預 金	16,877	支払手形・工事未払金等	18,151
受取手形・完成工事未収入金等	38,832	未 払 金	329
有 価 証 券	4,000	未 払 法 人 税 等	263
未 成 工 事 支 出 金	2,005	未 成 工 事 受 入 金	3,624
材 料 貯 蔵 品	47	完 成 工 事 補 償 引 当 金	180
繰 延 税 金 資 産	676	賞 与 引 当 金	465
未 収 入 金	3,424	工 事 損 失 引 当 金	417
そ の 他	2,233	そ の 他	464
貸 倒 引 当 金	△ 61	固 定 負 債	6,438
固 定 資 産	10,508	退 職 給 付 引 当 金	3,091
有形固定資産	4,692	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	834
建 物 ・ 構 築 物	1,559	資 産 除 去 債 務	37
機 械、運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	348	繰 延 税 金 負 債	487
土 地	2,694	そ の 他	1,987
建 設 仮 勘 定	0		
そ の 他	90	負 債 合 計	30,335
無形固定資産	99		
投資その他の資産	5,716	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	4,908	株 主 資 本	47,260
長 期 貸 付 金	311	資 本 金	5,296
そ の 他	657	資 本 剩 余 金	4,314
貸 倒 引 当 金	△ 161	利 益 剩 余 金	38,131
		自 己 株 式	△ 482
		その他の包括利益累計額	949
		その他有価証券評価差額金	949
		純 資 産 合 計	48,209
資 産 合 計	78,544	負債・純資産合計	78,544

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		75,583
売上原価		70,037
売上総利益		5,545
販売費及び一般管理費		5,069
営業利益		476
営業外収益		
受取利息	50	
受取配当金	80	
受取賃貸料	113	
その他	14	258
営業外費用		
支払利息	10	
賃貸収入原価	71	
シンジケートローン手数料	23	
支払保証料	14	
その他	6	126
経常利益		608
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	3	
ゴルフ会員権評価損	6	
訴訟和解金	18	29
税金等調整前当期純利益		579
法人税、住民税及び事業税	289	
法人税等調整額	△ 420	△ 131
少数株主損益調整前当期純利益		710
当期純利益		710

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の 包括利益 累計額	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	5,296	4,314	37,774	△ 482	46,903	819	47,722
当期変動額							
剰余金の配当			△ 353		△ 353		△ 353
当期純利益			710		710		710
自己株式の取得				△ 0	△ 0		△ 0
自己株式の処分			△ 0	0	0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						129	129
当期変動額合計	-	-	357	△ 0	356	129	486
当期末残高	5,296	4,314	38,131	△ 482	47,260	949	48,209

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数…………… 1 社

連結子会社の名称……………(株)坂出カントリークラブ

② 非連結子会社の数…………… 3 社

主要な非連結子会社の名称……………(株)寿光苑

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法非適用の関連会社数…………… 1 社

持分法非適用の関連会社の名称……………クイント企画(株)

持分法を適用していない理由

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結計算書類作成会社と同じであります。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

不動産事業支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材料貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、連結子会社（(株)坂出カントリークラブ）が所有しているゴルフ場設備及び、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）によっております。

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ③ 引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 完成工事補償引当金
 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績率を基礎として計上しております。
- ハ. 賞与引当金
 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ニ. 工事損失引当金
 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ホ. 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。過去勤務債務については、その発生時に一時に費用処理しております。
- ヘ. 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、連結子会社については、役員退職慰労引当金を計上しておりません。
- ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- イ. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ・その他の工事
 工事完成基準
- ロ. 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。
- ⑤ 追加情報
 当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正

に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

取引先の金融機関からの借入に対し、現金預金(定期預金)8百万円を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,375百万円

(3) 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち工事損失引当金に対応する額 未成工事支出金 104百万円

(4) 圧縮記帳額

固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、土地23百万円であります。

3. 連結損益計算書に関する注記

工事進行基準による完成工事高 67,085百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 31,704,400株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	353	11.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 353百万円
- ・1株当たり配当額 11.5円
- ・基準日 平成24年3月31日
- ・効力発生日 平成24年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については取引金融機関12社と貸出コミットメント契約を締結しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金預金	16,877	16,877	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	38,832	38,803	△ 29
(3) 有価証券	4,000	4,000	-
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	300	299	△ 0
その他有価証券	3,856	3,856	-
(5) 支払手形・工事未払金等	(18,151)	(18,151)	-

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額752百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、岡山県その他の地域において、賃貸用等の土地及び建物を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,333	3,479

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,568円79銭
1株当たり当期純利益金額	23円13銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、平成24年4月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得枠設定を決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得枠設定に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類

当社普通株式

② 取得する株式の総数

1,400,000株（上限）

③ 株式の取得価額の総額

600,000,000円（上限）

④ 株式の取得期間

平成24年4月26日から平成24年5月8日まで

(2) 取得日

平成24年4月27日

(3) その他

大阪証券取引所のJ-NET市場における取得の結果、当社普通株式1,322,000株（取得価額507,648,000円）を取得いたしました。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	67,960	流動負債	23,839
現金預手入金形金	16,820	支払手形	2,570
受取工事未収入金	8,146	工事未払金	15,581
完成工事未収入金	30,672	未払法人税等	280
有価証券	4,000	未払法人費用	263
信託受取利益	2,008	未払工事費	407
未成工事支出	2,005	未成工事受入金	3,624
材料貯蔵費	42	前受り	38
前繰延税金資産	0	前受り補償引当金	5
繰延税金資産	676	完成工事補償引当金	180
従業員に対する短期債権	5	賞与引当金	461
未収入金の他	3,424	工事損失引当金	417
倒産引当金	218	その他	8
固定資産	△ 61	固定負債	6,186
有形固定資産	10,306	退職給付引当金	3,058
建物	4,445	役員退職慰労引当金	834
構築物	1,415	長期預り保証金	54
機械及び装置	58	関係会社事業損失引当金	1,714
船舶	156	資産除却負債	37
運搬器具及び備品	12	繰延税金	487
土地	3		
建設仮勘定	171	負債合計	30,026
無形固定資産	2,626		
ソフトウェア	0	純資産の部	
電話加入権	98	株主資本	47,290
その他の資産	45	資本剰余金	5,296
投資その他の資産	49	資本剰余金	4,314
関係会社株	2	資本準備金	4,314
長期貸付金	5,761	利益剰余金	38,162
従業員に対する長期貸付金	4,847	利益剰余金	735
関係会社長期貸付金	61	その他利益剰余金	37,427
従業員に対する長期貸付金	300	別途利益剰余金	36,300
関係会社長期貸付金	11	繰越利益剰余金	1,127
破産更生債権等	3,513	自己株式	△ 482
長期前払費用	161	評価・換算差額等	949
倒産の引当金	0	その他有価証券評価差額金	949
	541	純資産合計	48,239
	△ 3,674	負債・純資産合計	78,266
資産合計	78,266		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		75,156
売 上 原 価		69,659
売 上 総 利 益		5,497
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,026
営 業 利 益		470
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	50	
受 取 配 当 金	80	
受 取 賃 貸 料	113	
そ の 他	13	257
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
賃 貸 収 入 原 価	71	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	23	
支 払 保 証 料	14	
そ の 他	6	125
経 常 利 益		601
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	6	
訴 訟 和 解 金	18	29
税 引 前 当 期 純 利 益		572
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	288	
法 人 税 等 調 整 額	△ 420	△ 131
当 期 純 利 益		704

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,296	4,314	-	4,314	735	35,000	2,076	37,811	△ 482	46,939
当期変動額										
別途積立金の積立						1,300	△ 1,300	-		-
剰余金の配当							△ 353	△ 353		△ 353
当期純利益							704	704		704
自己株式の取得									△ 0	△ 0
自己株式の処分							△ 0	△ 0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,300	△ 948	351	△ 0	350
当期末残高	5,296	4,314	-	4,314	735	36,300	1,127	38,162	△ 482	47,290

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	819	47,759
当期変動額		
別途積立金の積立		-
剰余金の配当		△ 353
当期純利益		704
自己株式の取得		△ 0
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	129	129
当期変動額合計	129	480
当期末残高	949	48,239

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 未成工事支出金……………個別法による原価法
不動産事業支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
材料貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績率を基礎として計上しております。

③ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工

- 事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金 過去勤務債務については、その発生時に一時に費用処理しております。
 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑦ 関係会社事業損失引当金 債務超過の解消に長期間を要すると判断される関係会社の損失に備えるため、当該関係会社の債務超過相当額（当社からの貸付金相当額を除く）を計上しております。
- (4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ② その他の工事
 工事完成基準
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。
- (6) 追加情報
 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
 取引先の金融機関からの借入に対し、現金預金（定期預金）8百万円を担保に供しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,259百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債務（区分表示したものを除く）
 短期金銭債務 0百万円
- (4) 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち工事損失引当金に対応する額
 未成工事支出金 104百万円
- (5) 圧縮記帳額
 固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、土地23百万円であります。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 工事進行基準による完成工事高 67,085百万円
- (2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	155百万円
営業取引以外の取引による取引高	25百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	974,241株
------	----------

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	百万円
貸倒引当金	1,256
退職給付引当金	1,096
関係会社事業損失引当金	606
減損損失計上額	438
役員退職慰労引当金	295
賞与引当金	229
工事損失引当金	157
たな卸資産	144
投資有価証券	94
その他	<u>184</u>
繰延税金資産小計	4,505
評価性引当額	<u>△ 3,816</u>
繰延税金資産合計	<u>689</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>500</u>
繰延税金負債合計	<u>500</u>
繰延税金資産の純額	<u>189</u>

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）において使用した法定実効税率は、前事業年度の40.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.8%、平成27年4月1日以降のものについては35.4%にそれぞれ変更されております。

その結果、流動資産の繰延税金資産が48百万円、固定負債の繰延税金負債が70百万円それぞれ減少し、損益計算書に計上の法人税等調整額（借方）は49百万円増加しております。また、その他有価証券評価差

額金（貸方）が71百万円増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社である(株)坂出カントリークラブに対して、預託金返還資金の無利息での貸付及び役員の兼任を行っております。当事業年度中に増加した貸付は45百万円であり、当事業年度末の残高は3,513百万円です。当社ではその債権に対して全額貸倒引当金を計上しており、当事業年度の繰入額は45百万円、残高は3,513百万円です。また、債務超過相当額（当社からの貸付金相当額を除く）について関係会社事業損失引当金を計上しており、当事業年度の戻入額は45百万円、残高は1,714百万円です。なお、当該子会社の議決権は当社が直接100%所有しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,569円79銭
1株当たり当期純利益金額	22円93銭

9. 重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、平成24年4月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得枠設定を決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得枠設定に関する取締役会の決議内容

- ① 取得する株式の種類
当社普通株式
- ② 取得する株式の総数
1,400,000株（上限）
- ③ 株式の取得価額の総額
600,000,000円（上限）
- ④ 株式の取得期間
平成24年4月26日から平成24年5月8日まで

(2) 取得日
平成24年4月27日

(3) その他

大阪証券取引所のJ-NET市場における取得の結果、当社普通株式1,322,000株（取得価額507,648,000円）を取得いたしました。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月10日

株式会社 大本組
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 訓 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大本組の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大本組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月10日

株式会社 大本組
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 訓 ㊟
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 朋之 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大本組の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月15日

株式会社大本組 監査役会

常勤監査役 上野俊治 ㊟

監査役 伊賀榮昭 ㊟

監査役 安藤忠夫 ㊟

(注) 監査役伊賀榮昭、監査役安藤忠夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は業績動向を考慮しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続することを基本方針とするとともに、企業体質の強化を図るために内部留保に努めることとしております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針に鑑み、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金11円50銭 総額353,396,829円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月29日

2. その他剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、長期安定的な経営基盤の確立に向けて、財務体質の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目及びその金額
別途積立金 400,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその金額
繰越利益剰余金 400,000,000円

以 上

— ヌ 毛 —

— ヌ 毛 —

— ヌ 毛 —

